

事 務 連 絡
平成18年12月11日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

パシル点滴静注液300mg、同500mg、パズクロス注300、同500の薬事法上の効能・
効果に関連する使用上の注意等の変更に伴う留意事項の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

保医発第1211001号
平成18年12月11日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

パシル点滴静注液300mg、同500mg、パズクロス注300、同500の薬事法上の効能・
効果に関連する使用上の注意等の変更に伴う留意事項の一部改正について

パシル点滴静注液300mg、同500mg、パズクロス注300、同500については、「使用薬剤の薬価
(薬価基準)の一部改正について」(平成14年8月30日保医発第0830001号)において、保険診療
上の留意事項を通知しているところであるが、今般、同製剤の薬事法上の効能又は効果に関連
する使用上の注意等が変更されたことに伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、関係
者に対し周知徹底方お願いする。

記

パシル点滴静注液300mg、同500mg、パズクロス注300、同500については、「使用薬剤の薬価
(薬価基準)の一部改正について」(平成14年8月30日保医発第0830001号)のⅡの3の(1)を次の
ように改める。

- (1) 本製剤の効能又は効果に関連する使用上の注意に、「本剤の使用に際しては、起炎菌と適
応患者を十分考慮し、一次選択薬としての要否を検討すること。」と記載されているので、使用
に当たっては十分留意すること。